

議案第10号

朝来市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について
朝来市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市青少年問題協議会の委員構成等を整理するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

朝来市青少年問題協議会条例（平成17年朝来市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項を調査審議すること。
 - (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員

第4条第2項中「再委嘱」を「再任」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議案第10号資料

朝来市青少年問題協議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な事項を協議すること。</p> <p>(2) 前号に規定する事項に関し、市長及び市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。</p>	<p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p> <p>2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。</p>
<p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 協議会は、会長及び委員 14 人以内で組織する。</p> <p>2 会長は、朝来市長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市議会議員 2人以内</p> <p>(2) 関係行政機関の職員 4人以内</p> <p>(3) 学識経験のある者 8人以内</p>	<p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 協議会は、委員 14 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係団体に属する者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) 公募による市民</p> <p>(5) 市の職員</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の委員は、再委嘱されることができる。</p> <p><u>(会長及び副会長)</u></p>	<p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の委員は、再任されることができる。</p> <p><u>(会長及び副会長)</u></p>
<p>第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>第5条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
<p><u>(会議)</u></p> <p>第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。</p>	<p><u>(会議)</u></p> <p>第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会の会議 (以下「会議」という。)</p>

	<p><u>は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</u></p>
--	---